

労働保険 令和3年度確定 令和4年度概算 年度更新申告について

日頃は、労働保険事務組合の運営にご協力を賜りありがとうございます。
みだしのことにつきまして、下記の事項をご留意の上、別添申告書を期日までに
速やかにご提出頂きます様、宜しくお願ひ申し上げます。

申告書提出期限 **4月22日(金)** 迄にお願いします。

申告書提出先 恵那市恵南商工会 明智支所

<提出書類及び記入方法について>

小売業・製造業・サービス業等

労働保険料算定基礎賃金の報告書（組機様式第5号）

● 1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金 欄

- ・「支払賃金」欄には、雇用状況別に令和3年4月1日～令和4年3月31日迄に使用した労働者全員に支払った賃金を月別に記入し、賞与等については、「賞与等」欄に支払月と支払った金額を記入、(4)合計を出して下さい。
- ・D欄には、A欄の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入して下さい。尚、賃金には通勤手当等、各種手当を含みます。
- ・「1ヶ月平均使用労働者数」欄は、各月の「人員」の合計人数を12で除して得た数(小数点以下切捨て)を記入。ただし、1未満の場合は1となります。

● 2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金 欄

- ・(5)被保険者欄には令和3年4月1日～令和4年3月31日迄の一年間に雇用保険対象被保険者に支払った賃金及び人員数を月別に記入、(4)合計を出して下さい。

※注意：令和2年度より高年齢労働者の保険料免除が廃止となり、雇用保険加入及び雇用保険料徴収が必要となりました。
雇用保険未加入の従業員がありましたら早急にご連絡下さい。

● 9. 特別加入者の氏名 ～ 12. 希望する基礎日額 欄

- ・ 中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けている者で、引き続き加入を希望する場合には、12欄に希望する日額を記入して下さい。
脱退を希望する場合には、12欄に「000」と記入して下さい。
- ・ 新規に承認を受けようとする場合には9欄に氏名を記入し、12欄に希望する基礎日額を記入して下さい。(氏名の下に(新規)と記入願います)

建設業・建築業・林業等

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告 (組機様式第8号)

- 別紙、一括有期事業報告書(様式7号)は、令和3年4月1日～令和4年3月31日迄までの間に終了した事業(工事)を事業の種類ごとに作成して提出して下さい。
- 工事開始日が平成27年4月1日以降のものに関しては、消費税を除いた額を記載して下さい。

一括有機事業総括表算定賃金等の報告 (組様式第8号)

● 1. 請負金額 欄

- ・ 建設業の場合「一括有期事業報告書」の請負金額の合計額を事業の種類ごとに転記して下さい。

◎事業の開始時に応じて労務費率、保険料率が異なりますので、下記の開始時期を参考に記載箇所に記入して下さい。

事業開始時期	事業終了時期	記載箇所
平成24年 4月1日～平成25年9月30日	令和3年度中	開始時期①(一般抛室金対象)
平成25年10月1日～平成27年3月31日		開始時期②(一般抛室金対象)
平成27年 4月1日～平成30年3月31日		開始時期③(一般抛室金対象)
平成30年 4月1日～		開始時期④(一般抛室金対象)

● 2. 賃金総額 欄

- ・ 立木伐採事業(02業種) 「一括有期事業報告書」に記入した賃金総額の合計を転記して下さい。
- ・ その他の林業(03業種) 令和3年4月1日～令和4年3月31日迄に使用した労働者全員に支払った賃金(賞与・通勤手当等、各種手当を含む)を合計して記入して下さい。
- ・ 建設業(05業種) 「一括有期事業報告書」において、工事ごとに賃金総額を算出し、その合計額を事業の種類ごとに転記して下さい。

● 4. 常時使用労働者数 欄

- ・ 1日の平均労働者数＝延べ使用労働者数÷所定労働日数
(1未満の場合は1となります)

● 6. 新年度賃金見込額 欄

- ・ 原則として「1. 前年度と同額」に○印を付して下さい。ただし、大幅な変動(2倍以上又は半分以下)が見込まれる時のみ「2. 前年度と変わる」に○を付し、その見込み額を記入して下さい。
- ・ 令和3年度に元請けが無くゼロの場合は「2. 前年度と変わる」に○を付し、令和4年度の見込み額を記入して下さい。

● 特別加入者の氏名 欄

現在特別加入中の方で、次年度も継続希望の場合は、適用月数と基礎日額を記入し、脱退の場合は「000」と記入して下さい。

新規に承認を受けた方がいる場合には、氏名及び希望する基礎日額を記入して下さい。(氏名の下に(新規)と記入願います)

<その他注意事項について>

特別加入について

- 特別加入予定者の年収を十分考慮し、必ず定められた給付基礎日額の中から決定して下さい。(5,000円を最低の目安にして決定して下さい。家内労働者については3,000円)

雇用保険加入者について<重要>

- 貴事業所における雇用被保険者について、名簿を同封しましたので、取得、喪失手続きの漏れが無いかご確認下さい。

雇用保険料率改定(令和4年4月1日施行)のお知らせ<重要>

- 令和4年度雇用保険料率が2段階で変更となります。
令和4年 4月から事業主負担の保険料率が変更となります。
令和4年10月からは労働者負担、事業主負担の保険料率が変更となります。
従業員からの徴収を間違えないようにお願いします。(別紙参照)

賃金の合計額等記入内容を確認のうえ、ご提出ください。

ご不明な点がございましたら、商工会まで御連絡下さい。

恵那市恵南商工会 明智支所

電話 54-2902